

(9) 老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針について

平成18年1月24日 老発第0124001号
都道府県知事
各指定都市市長あて 厚生労働省老健局長通知
中核市市長

〔最終改正〕 平成18年4月12日 老発第0412001号

老人福祉法（昭和38年法律第133号。以下「法」という。）第11条の規定による措置に係る国庫負担金（以下「養護老人ホーム等保護費負担金」という。）については、平成16年度における三位一体改革により廃止し、一般財源化されたところであるが、引き続き地方自治体における法第11条の規定による措置が適切かつ円滑に行われるよう支援していくため、今般、下記のとおり指針を示すこととしたので、ご了知の上、管内市町村、関係施設等に周知されたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定による技術的助言とする。

また、本通知の施行に伴い、「老人保護措置費の国庫負担の取扱いについて」（平成16年7月13日老発第0713002号）は、平成16年度限りで廃止する。

記

老人福祉法第11条の規定による措置事務の実施に係る指針

法第11条の規定による措置に要する費用の算定にあたっては、別紙1「老人保護措置費支弁基準」により算定した額の合計額から、別紙2「費用徴収基準」により算定した徴収すべき額及びその他の収入額を控除した額を基本とするものであること。

別紙1

老人保護措置費支弁基準

1 事務費

(1) 施設（月額）

次の一般事務費及び特別事務費の合算額

ア 一般事務費

別表1から3に示す一般事務費基準額等

イ 特別事務費

次の(ア)、(イ)、(ロ)及び(コ)に示す額の合計額を当該施設の入所定員に12を乗じて得た数により除して得た額（円未満切捨て）に、(ク)、(ケ)、(コ)、(カ)、(キ)及び(セ)に示す額並びに(ク)により算定した額を合算した額（以下「特別事務費月額」という。）。ただし、2月分の算定については(イ)により、3月分の算定については(ロ)により、算定した額を上記の「特別事務費月額」に、合算すること。

(ア) 寒冷地加算

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和24年法律第200号）及び寒冷地手当支給規則（昭和39年総理府令第33号）の規定により、寒冷地手当を支給される地域に所在する施設について、当該施設の入所定員に支給地域の区分ごとの次の額を乗じて得た額。

○新寒冷地に所在する施設

区 分	新1級地	新2級地	新3級地	新4級地
養 護	17,160円	15,360円	15,120円	12,000円

注1 「新寒冷地」とは、国家公務員の寒冷地手当に関する法律（一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第136号）により改正）第1条第1号及び第2号に定める地域とする。

○旧寒冷地に所在する施設（新寒冷地に所在する施設を除く）

区 分	旧5級地	旧4級地	旧3級地	旧2級地	旧1級地
養 護	12,600円	7,080円	2,040円	0円	0円

注2 「旧寒冷地」とは、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の施行（平成16年10月28日）前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第1条に定める地域のうち、新寒冷地を除く地域とする。

(イ) 障害者等加算

毎年4月1日現在において、「老人保護措置費に係る各種加算等の取扱について」（平成18年1月24日老発第0124003号）（以下「加算通知」という。）別記の1に提示するところにより、養護老人ホームの障害者等加算の対象施設と認定された施設に入所している障害者等加算の対象となる入所者について掲げる額。

(ウ) 夜勤体制加算

加算通知別記の2に提示するところにより夜勤体制加算の対象施設として認定された施設について掲げる額。

(エ) 事務用冬期採暖費（北海道に所在する施設のみ）

入所定員×2,210円

(オ) ボイラー技士雇上費

「ボイラー及び圧力容器安全規則」（昭和47年労働省令第33号）第1条第1号の規定によるボイラーを設置しており、ボイラー技士の免許を有する者を雇上げる施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 2,418,000円

(カ) 入所者処遇特別加算

高齢者等を非常勤職員として雇用している施設であって、加算通知別記の3に提示するところにより、入所者処遇特別加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(キ) 単身赴任手当加算

職員のうち単身赴任者が存する施設であって、「生活保護施設等における単身赴任手当の加算について」（平成2年6月18日社施第87号厚生省社会局長，大臣官房老人保健福祉部長）に定めるところに準じて単身赴任手当加算を必要とするものと認定された施設について掲げる額。

(ク) 施設機能強化推進費

施設機能の充実強化を推進している施設であって、加算通知別記の4に提示するところにより施設機能強化推進費を必要とするものと認定された施設について掲げる額

(ケ) 民間施設給与等改善費

地方公共団体の経営する施設以外の施設（ただし、昭和46年7月16日社庶第121号厚生省社会局長通知、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等の経営施設を除く。）であって、加算通知別記の5に提示するところにより民間施設給与等改善費の加算を必要とするものと認定された場合について、アによる「一般事務費」及びイにより算定された「特別事務費月額」（ただし、(カ)、(コ)、(ク)、(ク)、(セ)及び(セ)を除く。）の合算額に、別記の5の提示するところにより決定された加算率を乗じて得た額（円未満切捨て）。

(コ) 降灰除去費

活動火山対策特別措置法（昭和48年法律第61号）に基づき、降灰防除地域の指定を受けた地域に所在する施設について次に掲げる額。

1施設当たり年額 139,970円

(ク) 除雪費

豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第2項の規定に基づく地域に所在する民間社会福祉施設（地方公共団体の経営する施設以外の施設）の場合で毎年2月1日現在における被措置者について次に掲げる額。

被措置者1人当たり 5,690円

(セ) 介護保険料加算

養護老人ホーム被措置者のうち、別紙2の別表1の費用徴収基準に定める対象収入による階層区分の1階層の適用を受ける者のうち介護保険法における第1号被保険者に該当する者に対し、当該者が支払うべき介護保険料月額として必要とされる額。

(ス) 老人短期入所加算

加算通知別記の8に提示するところにより老人短期入所による措置が行われた施設について掲げる額。

(セ) 介護サービス利用者負担加算

養護老人ホーム被措置者による介護保険サービスの利用があった場合に、当該者が支払うべき当該サービスの利用に係る利用者負担額のうち、加算通知別記の9により認定された額。

(2) 養護受託者

養護の委託を引き受けた者1人について月額32,000円

2 生活費

(1) 一般生活費

区 分		甲地	乙地
養護老人ホーム及び養護受託者		52,780円	50,210円
地区別冬期加算 (11月から3月まで)	I区	8,810円	7,880円
	II区	6,630円	5,800円
	III区	5,180円	4,660円
	IV区	4,040円	3,830円

	V区	2,590円	2,180円
	VI区	2,070円	1,880円
入院した場合の入院患者日用品費	基準額	23,150円	
	地区別冬期加算額	生活保護法による保護基準に定められた入院患者日用品費の地区別冬期加算相当額	

(注1) 「地域」の欄における甲地とは、「生活保護による保護基準(昭和38年4月1日厚生省告示第158号)」により、「1級地-1及び1級地-2」又は「2級地-1及び2級地-2」に指定された市町村を、乙地とは、「3級地-1及び3級地-2」に指定された市町村をそれぞれいうものである。

(注2) 「地区別冬期加算」の欄における地区別は上記保護基準の別表第1の区分による。

(2) 期末加算

毎年12月1日現在における被措置者につき加算

地	域	1人当たり金額
甲	地	5,140円
乙	地	4,510円

(注) 「地域」区分は(1)一般生活費の(注1)に同じ。

(3) 病弱者加算

養護老人ホームに入所している被措置者のうち病弱のため当該施設の医師の指示に基づき栄養補給等のために特別の食事の給食を1月以上必要とする者であって、実施機関において必要と認定したものにつき加算

1人当たり 13,160円

(4) 被服費加算

毎年4月1日現在における被措置者につき加算

1人当たり 1,000円

(5) 加算の特例

70歳以上の者及び国民年金法別表に定める1級又は身体障害者福祉法施行規則別表第5号に定める1級若しくは2級に該当する者のうち、福祉年金の受給権を有しない者(公的年金の受給その他の法令に定める福祉年金の支給停止事由に該当する者を除く。)については、養護老人ホーム及び養護委託の場合は1人当たり22,500円の範囲内において加算することができる。

3 移送費

次に掲げる移送に必要な最少限度の額

- (1) 措置の開始、変更又は廃止に伴って施設へ入所する場合又は施設から退所する場合。
- (2) 被措置者が施設から医療機関へ入院及び退院する場合(生活保護法による医療扶助により受給する場合は除く。)
- (3) 措置の開始、変更又は廃止に伴って養護受託者の家庭に転入する場合又は養護受託者の家庭から転出する場合。

4 葬祭費

- (1) 基準額 1件当たり 194,000円

- (2) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって葬祭地の市町村条例に定める火葬に要する費用の額が600円を超えるときは、当該超える額を基準額に加算する。
- (3) 葬祭に要する費用の額が基準額を超える場合であって、自動車の料金その他死体の運搬に要する費用の額が9,060円を超えるときは、16,400円から9,060円を控除した額の範囲内において当該超える額を基準額に加算する。
- (4) 死亡診断又は、死体検案に要する費用（文章作成の手数料を含む。）が2,000円を超える場合は、当該超える額を基準額に加算する。
- (5) 火葬又は埋葬を行うまでの間、死体を保存するために特別の費用を必要とする事情がある場合は、必要最小限度の実費を基準額に加算する。
- (6) 遺留金品を充当した場合は、当該充当額を(1)から(5)までにより得た額から控除する。

5 法第11条第1項第2号に規定するやむを得ない事由による措置

法第11条第1項第2号の措置に要する費用から、法第21条の2の規定に基づき市町村が支弁することを要しないとされた額を控除した額。

なお、当該「措置に要する費用」には、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月20日厚生省告示第21号）を準用して算定した額のほか、当該介護保険施設等における居住費及び食費が含まれるものであること。

6 各月の支弁基準額の認定方法等

- (1) 養護老人ホームが所在する市町村の長は、毎年当初（年度途中で事業を開始した施設については、その事業の開始時）措置を行った個々の施設及び養護委託をした養護委託者につき、それぞれ基準に基づき算定した事務費、生活費、移送費及び葬祭費の額を措置者1人当たり支弁月額等として決定するとともに、これを当該施設、当該養護受託者及び当該措置者を措置した市町村の長にそれぞれ通知すること。

- (2) 被措置者の措置に要する費用の支弁は、各月初日の被措置者ごとに算定した事務費及び生活費の支弁月額の合算額をもって毎月当初これを行うこと。

ただし、生活費については、月の途中で措置を開始し又は廃止した場合、当該月の支弁額は次により算定した額とする。

$$\text{生活費支弁月額} \times \frac{\text{当該月の実措置日数}}{\text{当該月の実日数}}$$

- (3) 新たに事業を開始した施設については(2)にかかわらず、事業開始後3か月を経過した日の属する月の分までその支弁額は、次により算定した額とする。

$$\text{支弁月額（事務費及び生活費）} \times \frac{\text{当該月の実措置日数}}{\text{当該月の実日数}}$$

- (4) 施設にかかる事務費支弁月額は、当該施設の入所者又は一般入所者（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（昭和41年厚生省令第19号）第12条第1項第4号イに規定する一般入所者をいう。以下同じ。）の数（前年度の平均値。ただし、新規設置又は再開の場合は、推定数）によること。

7 留意事項

- (1) 事務費について

別表1に示す養護老人ホーム一般事務費基準額は、別紙3に示す職員数が配置されていることを基本とし、定員規模別・級地別に所要の件数及び管理費について、人事院勧告等を踏まえて算定したものである。養護老人ホームが所在する市町村の長は、これを参考に、地域の実情に応じ、適正な水準とすること。

- (2) 民間施設給与等改善費について

ア 民間施設給与等改善費の加算率は、人件費及び管理費に区分されるが、人件費加算分については職員の人件費に、管理費加算分については施設運営に必要な諸経費にそれぞれ充当するものであること。

イ 職員1人当たり平均勤続年数の算定は加算通知別記の5により行うものであること。

ウ また、管理費特別加算については、本制度の主旨を踏まえ、施設の実態の把握に努め、効果的な活用を図られたい。

(3) 養護老人ホーム事務費の人件費、管理費の区分について

養護老人ホーム事務費のうち、一般事務費は「人件費」及び「管理費」に区分され、その内訳は別紙4のとおりである。

この運用に当たっては、「社会福祉法人が経営する社会福祉施設における運営費の運用及び指導について」(平成16年3月12日雇児発第0312001号、社援発第0312001号、老発第0312001号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老建局長連名通知)により適正を期するよう指導すること。

なお、「人件費」とは、職員の本俸、諸手当等職員に支給される諸経費及び社会保険料事業主負担金等をいい、「管理費」とは職員の旅費、職員研修費、庁費、保健衛生費、特別管理費等施設の運営管理に必要な人件費以外の諸経費をいうものである。

(4) 都道府県による助言

都道府県知事は、管内の市町村長より、老人保護措置費に関し助言を求められた場合には、必要な助言を行うべきものであること。

(5) 経過措置

養護老人ホームが所在する市町村の長は、平成18年9月30日までの間は、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護又は外部サービス利用型介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受けない養護老人ホームに係る1の事務費の算定に当たっては、改正前の本指針に基づき算定された額とすることができる。

なお、この場合には、当該経過措置を受けようとする施設より申請書を提出させ、必要と認められた場合には、経過措置適用施設として認定し、施設に速やかに通知すること。

また、当該経過措置を受けている施設であっても、1(1)イ(七)に規定する介護サービス利用者負担加算については、適用することができる。

別表1

養護老人ホーム一般事務費基準額（月額）

(1) 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	218,600	215,700	214,300	211,400	209,900	208,500	207,000	205,600	204,200	202,700	201,300	199,800
21-30	146,100	144,200	143,200	141,300	140,400	139,400	138,400	137,500	136,500	135,500	134,600	133,600
31-40	137,700	135,800	134,900	133,100	132,200	131,300	130,400	129,400	128,500	127,600	126,700	125,800
41-50	132,000	130,100	129,200	127,300	126,400	125,400	124,500	123,600	122,700	121,700	120,800	119,900
51-60	110,800	109,300	108,500	106,900	106,200	105,400	104,600	103,800	103,000	102,300	101,500	100,700
61-70	109,100	107,500	106,700	105,200	104,400	103,600	102,800	102,100	101,300	100,500	99,700	99,000
71-80	106,400	104,900	104,100	102,600	101,800	101,000	100,300	99,500	98,700	98,000	97,200	96,400
81-90	94,700	93,300	92,600	91,200	90,600	89,900	89,200	88,500	87,800	87,100	86,500	85,800
91-100	93,700	92,300	91,600	90,200	89,500	88,900	88,200	87,500	86,800	86,100	85,400	84,700
101-110	96,600	95,200	94,500	93,000	92,300	91,600	90,900	90,200	89,500	88,800	88,100	87,400
111-120	90,100	88,800	88,100	86,800	86,100	85,400	84,800	84,100	83,400	82,700	82,100	81,400
121-130	90,700	89,300	88,700	87,300	86,600	86,000	85,300	84,600	83,900	83,300	82,600	81,900
131-140	87,800	86,500	85,900	84,600	83,900	83,200	82,600	81,900	81,300	80,600	80,000	79,300
141-150	84,500	83,200	82,600	81,300	80,700	80,100	79,400	78,800	78,200	77,500	76,900	76,300
151-160	85,900	84,600	83,900	82,700	82,000	81,400	80,700	80,100	79,400	78,800	78,200	77,500
161-170	83,800	82,500	81,900	80,600	80,000	79,400	78,700	78,100	77,500	76,900	76,200	75,600
171-180	79,100	78,000	77,400	76,200	75,600	75,000	74,400	73,800	73,200	72,600	72,000	71,400
181-190	80,200	79,000	78,400	77,200	76,600	76,000	75,400	74,800	74,200	73,600	73,000	72,400
191-200	78,700	77,500	76,900	75,700	75,100	74,500	73,900	73,300	72,800	72,200	71,600	71,000
201-210	80,800	79,600	79,000	77,800	77,200	76,600	76,000	75,500	74,900	74,300	73,700	73,100
211-220	81,700	80,500	79,900	78,700	78,000	77,400	76,800	76,200	75,600	75,000	74,400	73,800
221-230	80,300	79,100	78,500	77,300	76,700	76,100	75,500	74,900	74,300	73,700	73,100	72,500
231-240	78,600	77,500	76,900	75,700	75,100	74,500	74,000	73,400	72,800	72,200	71,600	71,000
241-250	79,400	78,200	77,600	76,400	75,800	75,200	74,700	74,100	73,500	72,900	72,300	71,700
251-260	78,300	77,100	76,500	75,400	74,800	74,200	73,600	73,100	72,500	71,900	71,300	70,700
261-270	76,200	75,100	74,500	73,300	72,800	72,200	71,600	71,100	70,500	69,900	69,300	68,800
271-280	77,100	75,900	75,300	74,200	73,600	73,000	72,400	71,800	71,300	70,700	70,100	69,500
281-290	77,500	76,300	75,700	74,600	74,000	73,400	72,800	72,200	71,600	71,100	70,500	69,900
291-300	74,900	73,700	73,200	72,100	71,500	70,900	70,400	69,800	69,200	68,700	68,100	67,500
301以上	74,400	73,200	72,700	71,600	71,000	70,400	69,900	69,300	68,700	68,200	67,600	67,000

(注)

1 地域区分は、次によること。

- (1) 13/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が13/100とされている地域とする。
- (2) 11/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が11/100とされている地域とする。
- (3) 10/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が10/100とされている地域及び小金井市、横須賀市、堺市、東大阪市並びに逗子市とする。
- (4) 8/100は、岸和田市及び忠岡町とする。
- (5) 7/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が7/100とされている地域とする。
- (6) 6/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が6/100とされている地域及び三浦郡葉山町、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、富田林市とする。
- (7) 5/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が5/100とされている地域とする。
- (8) 4/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が4/100とされている地域及び北九州市、狭山市、習志野市、八千代市とする。
- (9) 3/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が3/100とされている地域及び長崎市、藤市、鳩ヶ谷市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県大井町、埼玉県三芳町、東久留米市、東大和市、座間市、綾瀬市、神奈川県寒川町、長岡京市、松原市、大東市、摂津市、広島県府中町とする。
- (10) 2/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が2/100とされている地域
- (11) 1/100は、人事院規則9-49-32附則第4条附則別表第2の支給割合が1/100とされている地域及び小樽市、熱海市、伊東市、下関市、久留米市、飯塚市、伊勢原市、川西市、藤井寺市、交野市、四条畷市とする。

(2)① 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	144,100	142,400	141,500	139,800	138,900	138,100	137,200	136,300	135,500	134,600	133,700	132,900
21-30	96,400	95,300	94,700	93,600	93,000	92,400	91,800	91,300	90,700	90,100	89,500	89,000
31-40	88,600	87,500	87,000	85,900	85,400	84,800	84,300	83,800	83,200	82,700	82,200	81,600
41-50	82,900	81,800	81,300	80,200	79,600	79,100	78,500	78,000	77,400	76,900	76,300	75,800
51-60	70,000	69,000	68,600	67,600	67,200	66,700	66,200	65,800	65,300	64,900	64,400	63,900
61-70	67,000	66,100	65,700	64,800	64,300	63,900	63,400	62,900	62,500	62,000	61,600	61,100
71-80	63,600	62,700	62,300	61,400	61,000	60,500	60,100	59,600	59,200	58,800	58,300	57,900
81-90	56,600	55,800	55,400	54,600	54,300	53,900	53,500	53,100	52,700	52,300	51,900	51,500
91-100	54,500	53,700	53,400	52,600	52,200	51,800	51,400	51,000	50,600	50,200	49,800	49,400
101-110	56,500	55,700	55,300	54,500	54,100	53,700	53,300	52,900	52,500	52,100	51,700	51,300
111-120	53,400	52,700	52,300	51,500	51,100	50,700	50,300	50,000	49,600	49,200	48,800	48,400
121-130	53,200	52,400	52,000	51,200	50,800	50,500	50,100	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100
131-140	49,400	48,700	48,400	47,600	47,300	46,900	46,600	46,200	45,800	45,500	45,100	44,800
141-150	48,600	47,900	47,500	46,800	46,400	46,100	45,700	45,400	45,000	44,700	44,300	44,000
151-160	49,100	48,400	48,000	47,300	47,000	46,600	46,200	45,900	45,500	45,200	44,800	44,400
161-170	46,300	45,700	45,300	44,600	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	41,900
171-180	43,900	43,200	42,900	42,300	41,900	41,600	41,300	41,000	40,700	40,300	40,000	39,700
181-190	44,200	43,500	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,200	40,900	40,600	40,300	39,900
191-200	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,300	38,900	38,600	38,300	38,000
201-210	45,900	45,300	44,900	44,300	44,000	43,600	43,300	43,000	42,600	42,300	42,000	41,700
211-220	46,100	45,400	45,100	44,400	44,100	43,800	43,400	43,100	42,800	42,400	42,100	41,800
221-230	44,100	43,500	43,200	42,500	42,200	41,900	41,600	41,300	41,000	40,600	40,300	40,000
231-240	44,000	43,400	43,100	42,400	42,100	41,800	41,500	41,200	40,800	40,500	40,200	39,900
241-250	44,200	43,600	43,300	42,600	42,300	42,000	41,700	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100
251-260	42,600	41,900	41,600	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900	38,500
261-270	41,800	41,200	40,900	40,300	40,000	39,600	39,300	39,000	38,700	38,400	38,100	37,800
271-280	42,200	41,500	41,200	40,600	40,300	40,000	39,700	39,400	39,100	38,800	38,400	38,100
281-290	42,000	41,400	41,100	40,500	40,200	39,900	39,600	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000
291-300	40,700	40,100	39,800	39,200	38,900	38,600	38,300	38,000	37,700	37,400	37,100	36,800
301以上	40,200	39,600	39,300	38,700	38,400	38,100	37,800	37,500	37,200	36,900	36,600	36,300

(注)

- 1 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(2)①と②を合算したものとする。

(2)② 養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,600	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
121-130	33,800	33,200	33,000	32,500	32,200	31,900	31,700	31,400	31,200	30,900	30,600	30,400
131-140	34,900	34,300	34,100	33,500	33,200	33,000	32,700	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400
141-150	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300
151-160	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200
161-170	34,500	33,900	33,700	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,600	31,300	31,000

171-180	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
181-190	32,100	31,600	31,300	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800	29,500	29,300	29,000	28,800
191-200	34,100	33,600	33,300	32,800	32,500	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	30,900	30,700
201-210	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
211-220	33,200	32,700	32,500	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,400	30,200	29,900
221-230	33,900	33,400	33,100	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500
231-240	32,500	32,000	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
241-250	33,200	32,700	32,400	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400	30,100	29,900
251-260	33,700	33,200	32,900	32,400	32,200	31,900	31,600	31,400	31,100	30,900	30,600	30,400
261-270	32,400	31,900	31,700	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200	30,000	29,700	29,500	29,200
271-280	33,100	32,600	32,300	31,800	31,600	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,000	29,800
281-290	33,600	33,100	32,800	32,300	32,000	31,800	31,500	31,300	31,000	30,800	30,500	30,200
291-300	32,400	31,900	31,700	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,500	29,200
301以上	31,900	31,400	31,200	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700	29,400	29,200	29,000	28,700

(注)

地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

(3) 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	168,900	166,700	165,600	163,400	162,300	161,200	160,100	159,000	157,900	156,800	155,700	154,600
21-30	113,000	111,500	110,800	109,300	108,600	107,900	107,100	106,400	105,700	104,900	104,200	103,500
31-40	97,000	95,700	95,100	93,800	93,100	92,500	91,900	91,200	90,600	89,900	89,300	88,600
41-50	87,500	86,300	85,700	84,500	83,900	83,400	82,800	82,200	81,600	81,000	80,400	79,800
51-60	73,100	72,100	71,600	70,600	70,100	69,600	69,200	68,700	68,200	67,700	67,200	66,700
61-70	76,700	75,600	75,100	74,000	73,500	72,900	72,400	71,900	71,400	70,800	70,300	69,800
71-80	73,200	72,200	71,700	70,600	70,100	69,600	69,100	68,600	68,100	67,600	67,100	66,600
81-90	69,100	68,200	67,700	66,700	66,200	65,700	65,200	64,800	64,300	63,800	63,300	62,800
91-100	70,600	69,600	69,100	68,000	67,500	67,000	66,500	66,000	65,500	65,000	64,400	63,900
101-110	75,100	74,000	73,500	72,400	71,900	71,300	70,800	70,200	69,700	69,200	68,600	68,100
111-120	71,600	70,600	70,000	69,000	68,500	68,000	67,500	67,000	66,400	65,900	65,400	64,900

(注)

1 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

(4)① 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	87,400	86,300	85,800	84,800	84,300	83,700	83,200	82,700	82,200	81,700	81,100	80,600
21-30	58,600	58,000	57,600	56,900	56,600	56,200	55,900	55,500	55,200	54,800	54,500	54,200
31-40	60,200	59,500	59,100	58,400	58,100	57,700	57,300	57,000	56,600	56,200	55,900	55,500
41-50	48,300	47,700	47,400	46,800	46,500	46,200	45,900	45,700	45,400	45,100	44,800	44,500
51-60	40,400	39,900	39,700	39,200	38,900	38,700	38,500	38,200	38,000	37,700	37,500	37,300
61-70	41,700	41,200	40,900	40,400	40,100	39,900	39,600	39,300	39,100	38,800	38,500	38,300
71-80	36,500	36,100	35,800	35,400	35,100	34,900	34,700	34,500	34,200	34,000	33,800	33,500
81-90	36,500	36,000	35,800	35,300	35,100	34,800	34,600	34,300	34,100	33,900	33,600	33,400
91-100	36,400	35,900	35,700	35,200	34,900	34,700	34,400	34,200	33,900	33,700	33,400	33,200
101-110	39,600	39,000	38,800	38,200	38,000	37,700	37,400	37,200	36,900	36,700	36,400	36,100
111-120	39,000	38,400	38,200	37,600	37,400	37,100	36,800	36,600	36,300	36,000	35,800	35,500

(注)

1 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(4)①と②を合算したものとする。

(4)② 特別養護老人ホームを併設する養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（支援員分））

一般 入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	52,700	51,900	51,500	50,800	50,400	50,000	49,700	49,300	48,900	48,500	48,100	47,800
21-30	35,100	34,600	34,300	33,800	33,600	33,300	33,100	32,800	32,600	32,300	32,100	31,800
31-40	38,200	37,700	37,400	36,800	36,500	36,300	36,000	35,700	35,400	35,100	34,900	34,600
41-50	42,800	42,200	41,900	41,300	41,000	40,700	40,400	40,100	39,800	39,500	39,200	38,900
51-60	33,500	33,000	32,700	32,200	32,000	31,700	31,500	31,200	31,000	30,700	30,500	30,200
61-70	35,500	35,000	34,700	34,200	33,900	33,600	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
71-80	37,000	36,500	36,200	35,600	35,300	35,100	34,800	34,500	34,200	33,900	33,700	33,400
81-90	32,900	32,400	32,200	31,700	31,400	31,200	30,900	30,700	30,400	30,200	29,900	29,700
91-100	34,400	33,900	33,600	33,100	32,900	32,600	32,300	32,100	31,800	31,500	31,300	31,000
101-110	35,600	35,000	34,700	34,200	33,900	33,700	33,400	33,100	32,800	32,600	32,300	32,000
111-120	32,600	32,100	31,800	31,300	31,100	30,800	30,600	30,300	30,100	29,800	29,600	29,300

(注)

- 1 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 上記の「特別養護老人ホームを併設する」場合とは、平成11年12月9日改正以前における「小規模特別養護老人ホームを併設する」場合である。

(5) 特別養護老人ホームに併設する小規模養護老人ホーム

入所者数若しくは一般入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
10	163,300	161,800	161,000	159,500	158,800	158,000	157,200	156,500	155,700	155,000	154,200	153,500
11-20	83,900	83,100	82,700	82,000	81,600	81,200	80,800	80,500	80,100	79,700	79,300	79,000
21-30	56,300	55,800	55,500	55,000	54,800	54,500	54,300	54,000	53,800	53,500	53,300	53,000
31-40	54,500	53,900	53,600	53,100	52,800	52,500	52,200	51,900	51,600	51,400	51,100	50,800

(注)

- 1 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。
- 2 特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合にあつては入所者数に応じて適用するものとし、特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合にあつては一般入所者数に応じて適用するものとする。

(6) 盲（聴）養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	315,800	311,400	309,200	304,800	302,500	300,300	298,100	295,900	293,700	291,500	289,300	287,100
21-30	227,200	224,000	222,400	219,300	217,700	216,100	214,500	212,900	211,300	209,700	208,100	206,500
31-40	198,400	195,600	194,200	191,500	190,100	188,700	187,300	185,900	184,500	183,100	181,700	180,300
41-50	180,600	178,000	176,700	174,000	172,700	171,400	170,100	168,800	167,500	166,200	164,900	163,600
51-60	159,500	157,200	156,000	153,700	152,600	151,400	150,200	149,100	147,900	146,800	145,600	144,400
61-70	157,800	155,400	154,300	152,000	150,800	149,700	148,500	147,400	146,200	145,000	143,900	142,700
71-80	149,000	146,800	145,700	143,500	142,400	141,300	140,200	139,100	138,000	136,900	135,800	134,700
81-90	138,000	136,000	134,900	132,900	131,900	130,900	129,800	128,800	127,800	126,800	125,800	124,700
91-100	137,500	135,400	134,400	132,300	131,300	130,200	129,200	128,200	127,100	126,100	125,100	124,000
101-110	131,900	130,000	129,000	127,000	126,100	125,100	124,100	123,100	122,100	121,200	120,200	119,200
111-120	130,700	128,800	127,800	125,800	124,800	123,800	122,900	121,900	120,900	119,900	118,900	117,900
121以上	132,000	130,000	129,000	127,000	126,000	125,000	124,000	123,100	122,100	121,100	120,100	119,100

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）に同じ。

(7)① 盲（聴）養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合（基本分））

入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20	186,200	183,600	182,400	179,900	178,600	177,400	176,100	174,800	173,600	172,300	171,100	169,800
21-30	124,500	122,800	122,000	120,300	119,400	118,600	117,800	116,900	116,100	115,300	114,400	113,600

31-40	112,700	111,300	110,500	109,100	108,400	107,600	106,900	106,200	105,500	104,700	104,000	103,300
41-50	102,200	100,800	100,100	98,700	98,000	97,300	96,600	95,900	95,200	94,500	93,800	93,100
51-60	86,200	85,000	84,400	83,200	82,600	82,000	81,400	80,800	80,200	79,600	79,000	78,400
61-70	80,900	79,700	79,200	78,100	77,500	76,900	76,400	75,800	75,200	74,700	74,100	73,500
71-80	75,600	74,500	74,000	72,900	72,400	71,900	71,300	70,800	70,300	69,700	69,200	68,600
81-90	67,400	66,400	65,900	65,000	64,500	64,000	63,500	63,100	62,600	62,100	61,600	61,200
91-100	64,200	63,200	62,800	61,800	61,400	60,900	60,400	60,000	59,500	59,000	58,600	58,100
101-110	65,300	64,400	63,900	63,000	62,500	62,000	61,600	61,100	60,600	60,200	59,700	59,200
111-120	61,500	60,600	60,100	59,200	58,800	58,300	57,900	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600
121以上	60,500	59,600	59,200	58,300	57,800	57,400	57,000	56,500	56,100	55,600	55,200	54,700

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。
- 3 特定施設入居者生活介護の指定を受けている養護老人ホームの一般事務費は、(7)①と②を合算したものとする。

(7)② 盲(聴)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けている場合(支援員分))

一 般 入所者数	平成18年4月以降適用											
	13/100	11/100	10/100	8/100	7/100	6/100	5/100	4/100	3/100	2/100	1/100	左記以外
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
20以下	101,500	100,000	99,200	97,700	97,000	96,200	95,500	94,700	94,000	93,200	92,500	91,700
21-30	83,900	82,700	82,000	80,800	80,100	79,500	78,900	78,300	77,600	77,000	76,400	75,800
31-40	74,800	73,700	73,100	72,000	71,400	70,900	70,300	69,700	69,200	68,600	68,100	67,500
41-50	72,100	71,000	70,500	69,400	68,900	68,400	67,900	67,300	66,800	66,300	65,800	65,200
51-60	65,900	64,900	64,400	63,400	62,900	62,400	61,900	61,400	60,900	60,400	59,900	59,400
61-70	70,400	69,300	68,800	67,700	67,100	66,600	66,100	65,500	65,000	64,500	63,900	63,400
71-80	67,500	66,500	65,900	64,900	64,400	63,900	63,400	62,900	62,300	61,800	61,300	60,800
81-90	65,500	64,500	64,000	63,000	62,500	62,000	61,500	61,000	60,500	60,000	59,500	59,000
91-100	68,500	67,500	66,900	65,900	65,400	64,800	64,300	63,800	63,300	62,700	62,200	61,700
101-110	62,200	61,200	60,800	59,800	59,300	58,900	58,400	57,900	57,400	56,900	56,500	56,000
111-120	65,200	64,200	63,700	62,700	62,200	61,700	61,200	60,700	60,200	59,700	59,200	58,700
121以上	67,600	66,600	66,000	65,000	64,500	64,000	63,400	62,900	62,400	61,900	61,400	60,900

(注)

- 1 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第12条第2項に該当する施設について適用する。
- 2 地域区分は、(1)養護老人ホーム(特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合)に同じ。

別表2

養護老人ホーム常勤医師人件費単価（月額）

新級地区分 経過措置区分 入所者数	平成18年4月以降適用								
	1級地			2級地			3級地		
	13/100	11/100	5/100	3/100	11/100	10/100	7/100	4/100	2/100
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	6,500	6,400	6,100	6,000	6,400	6,400	6,200	6,100	6,000
121-130	6,000	5,900	5,700	5,600	5,900	5,900	5,700	5,600	5,500
131-140	5,600	5,500	5,300	5,200	5,500	5,500	5,300	5,200	5,100
141-150	5,200	5,100	4,900	4,800	5,100	5,100	5,000	4,900	4,800
151-160	4,900	4,800	4,600	4,500	4,800	4,800	4,700	4,600	4,500
161-170	4,600	4,500	4,300	4,300	4,500	4,500	4,400	4,300	4,200
171-180	4,400	4,300	4,100	4,000	4,300	4,300	4,200	4,100	4,000
181-190	4,100	4,100	3,900	3,800	4,100	4,000	3,900	3,900	3,800
191-200	3,900	3,900	3,700	3,600	3,900	3,800	3,800	3,700	3,600
201-210	3,700	3,700	3,500	3,500	3,700	3,700	3,600	3,500	3,400
211-220	3,600	3,500	3,400	3,300	3,500	3,500	3,400	3,300	3,300
221-230	3,400	3,400	3,200	3,200	3,400	3,300	3,300	3,200	3,100
231-240	3,300	3,200	3,100	3,000	3,200	3,200	3,100	3,100	3,000
241-250	3,100	3,100	3,000	2,900	3,100	3,100	3,000	2,900	2,900
251-260	3,000	3,000	2,900	2,800	3,000	3,000	2,900	2,800	2,800
261-270	2,900	2,900	2,700	2,700	2,900	2,900	2,800	2,700	2,700
271-280	2,800	2,800	2,700	2,600	2,800	2,800	2,700	2,600	2,600
281-290	2,700	2,700	2,600	2,500	2,700	2,700	2,600	2,500	2,500
291-300	2,600	2,600	2,500	2,400	2,600	2,600	2,500	2,500	2,400
301以上	2,500	2,500	2,400	2,400	2,500	2,500	2,400	2,400	2,300

新級地区分 経過措置区分 入所者数	平成18年4月以降適用										左記以外
	4級地				5級地				6級地		
	10/100	7/100	4/100	2/100	8/100	6/100	4/100	1/100	3/100	1/100	
人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
111-120	6,900	6,800	6,700	6,600	7,400	7,300	7,200	7,100	7,200	7,100	7,000
121-130	6,400	6,300	6,100	6,100	6,800	6,800	6,700	6,500	6,600	6,500	6,500
131-140	6,000	5,800	5,700	5,600	6,400	6,300	6,200	6,100	6,100	6,100	6,000
141-150	5,600	5,400	5,300	5,300	5,900	5,900	5,800	5,700	5,700	5,700	5,600
151-160	5,200	5,100	5,000	4,900	5,600	5,500	5,400	5,300	5,400	5,300	5,300
161-170	4,900	4,800	4,700	4,600	5,200	5,200	5,100	5,000	5,100	5,000	5,000
171-180	4,600	4,500	4,500	4,400	5,000	4,900	4,800	4,700	4,800	4,700	4,700
181-190	4,400	4,300	4,200	4,200	4,700	4,600	4,600	4,500	4,500	4,500	4,500
191-200	4,200	4,100	4,000	4,000	4,500	4,400	4,300	4,300	4,300	4,300	4,200
201-210	4,000	3,900	3,800	3,800	4,300	4,200	4,100	4,100	4,100	4,100	4,000
211-220	3,800	3,700	3,700	3,600	4,100	4,000	4,000	3,900	3,900	3,900	3,900
221-230	3,600	3,600	3,500	3,400	3,900	3,800	3,800	3,700	3,800	3,700	3,700
231-240	3,500	3,400	3,400	3,300	3,700	3,700	3,600	3,600	3,600	3,600	3,500
241-250	3,400	3,300	3,200	3,200	3,600	3,500	3,500	3,400	3,500	3,400	3,400
251-260	3,200	3,200	3,100	3,100	3,400	3,400	3,400	3,300	3,300	3,300	3,300
261-270	3,100	3,000	3,000	2,900	3,300	3,300	3,200	3,200	3,200	3,200	3,100
271-280	3,000	2,900	2,900	2,800	3,200	3,200	3,100	3,100	3,100	3,100	3,000
281-290	2,900	2,800	2,800	2,700	3,100	3,100	3,000	3,000	3,000	3,000	2,900
291-300	2,800	2,700	2,700	2,700	3,000	3,000	2,900	2,900	2,900	2,900	2,800
301以上	2,700	2,700	2,600	2,600	2,900	2,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,700

(注)

- 1 新級地区分は、人事院規則9-49-32別表第1及び附則別表第1によるものとする。
- 2 経過措置区分は、別表1(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）と同じ。

別表3

養護老人ホーム非常勤医師人件費単価（月額）

新級地区分 経過措置区分		平成18年4月以降適用								
		1級地		2級地			3級地			
		13/100	11/100	5/100	3/100	11/100	10/100	7/100	4/100	2/100
入所者数	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	111-120	2,200	2,200	2,100	2,000	2,200	2,200	2,100	2,100	2,000
	121-130	2,000	2,000	1,900	1,900	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900
	131-140	1,900	1,900	1,800	1,800	1,900	1,900	1,800	1,800	1,700
	141-150	1,800	1,700	1,700	1,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,600
	151-160	1,700	1,600	1,600	1,500	1,600	1,600	1,600	1,600	1,500
	161-170	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400
	171-180	1,500	1,500	1,400	1,400	1,500	1,500	1,400	1,400	1,400
	181-190	1,400	1,400	1,300	1,300	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300
	191-200	1,300	1,300	1,300	1,200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,200
	201-210	1,300	1,300	1,200	1,200	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200
	211-220	1,200	1,200	1,200	1,100	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100
	221-230	1,200	1,200	1,100	1,100	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100
	231-240	1,100	1,100	1,100	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000
	241-250	1,100	1,100	1,000	1,000	1,100	1,100	1,000	1,000	1,000
	251-260	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	261-270	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000	1,000	900	900
	271-280	1,000	1,000	900	900	1,000	1,000	900	900	900
	281-290	900	900	900	900	900	900	900	900	900
	291-300	900	900	900	800	900	900	900	900	800
	301以上	900	900	800	800	900	900	800	800	800

新級地区分 経過措置区分		平成18年4月以降適用										
		4級地				5級地				6級地		左記以外
		10/100	7/100	4/100	2/100	8/100	6/100	4/100	1/100	3/100	1/100	
入所者数	人	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	111-120	2,300	2,300	2,300	2,200	2,500	2,500	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
	121-130	2,200	2,100	2,100	2,100	2,300	2,300	2,300	2,200	2,200	2,200	2,200
	131-140	2,000	2,000	1,900	1,900	2,200	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100	2,000
	141-150	1,900	1,800	1,800	1,800	2,000	2,000	2,000	1,900	1,900	1,900	1,900
	151-160	1,800	1,700	1,700	1,700	1,900	1,900	1,800	1,800	1,800	1,800	1,800
	161-170	1,700	1,600	1,600	1,600	1,800	1,800	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
	171-180	1,600	1,500	1,500	1,500	1,700	1,700	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600
	181-190	1,500	1,500	1,400	1,400	1,600	1,600	1,600	1,500	1,500	1,500	1,500
	191-200	1,400	1,400	1,400	1,400	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,400
	201-210	1,400	1,300	1,300	1,300	1,500	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400	1,400
	211-220	1,300	1,300	1,300	1,200	1,400	1,400	1,400	1,300	1,300	1,300	1,300
	221-230	1,200	1,200	1,200	1,200	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	231-240	1,200	1,200	1,200	1,100	1,300	1,300	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	241-250	1,200	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
	251-260	1,100	1,100	1,100	1,100	1,200	1,200	1,200	1,100	1,100	1,100	1,100
	261-270	1,100	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	271-280	1,000	1,000	1,000	1,000	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,000
	281-290	1,000	1,000	1,000	900	1,100	1,100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	291-300	1,000	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
	301以上	900	900	900	900	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	900

(注)

- 1 新級地区分は、人事院規則9-49-32別表第1及び附則別表第1によるものとする。
- 2 経過措置区分は、別表1(1)養護老人ホーム（特定施設入居者生活介護の指定を受けていない場合）と同じ。